

広島県告示第二百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称										所在 地	土砂災害警戒区域		
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類													
表区城示の区域の名称										土砂災害特別警戒区域	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令令に害等土砂第二表示め第へ関防に砂災項及る八平す止お災害にび事十成る対け害にび項四十法策る警規法		
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類													
安川支川（三一四a）	安川支川（三一五）	安川支川（九七六）	安川支川（一九）	尾越川（三一七）	東尾越川（一九）	安川支川（三一六b）	安川支川（三一六a）	安川支川（三一三）	安川支川（一）				
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	尾越川（三一九）	尾越川（三一七）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				
				土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流				
				次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。